

訪問リハビリテーション「さくら苑」 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション サービス内容

R. 7. 8. 1

■事業の目的■

利用者の居宅において必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的としています。

■施設の運営方針■

- 1 病状が安定期にあり、診察に基づき実施される計画的な医学的管理の下、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者に対して提供します。
- 2 居宅介護支援事業者やその他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と密接な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。

■施設の職員体制■

	員 数	業 務 内 容
・管理者	1	管理業務
・医師	1	医学的指導・助言
・理学療法士	1	訪問リハビリ業務

■営業日及び営業時間■

- 1 原則、毎週月曜日～土曜日（12/29～1/3、盆休み1日（不定）を除く）
- 2 午前8時30分から午後5時15分

■要望及び苦情等の相談■

当事業所には相談窓口となる担当職員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。
(Tel 0773-22-2120)

要望や苦情などは、担当職員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、ホールに備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

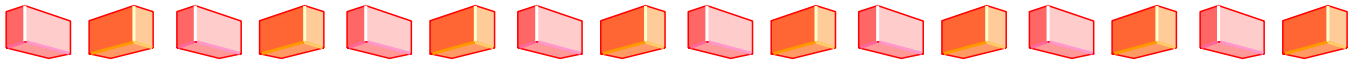
その他に、外部の相談機関として下記の相談窓口があります。

- ①福知山市の相談窓口 福知山市福祉部高齢者福祉課 介護保険係
受付時間: 8:30～17:15(土日祝を除きます)
TEL 0773-24-7013 FAX 0773-23-6537
- ②国民健康保険団体連合会 京都府国保連合会 介護保険課介護相談係
受付時間: 8:30～17:15(土日祝を除きます)
TEL 075-354-9090 FAX 075-354-9055

■通常の訪問の実施地域■

旧福知山市、三和町、大江町、丹波市市島町





■事故発生時の対応■

- 1 サービス提供等により事故が発生した場合、当事業所は利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2 訪問療法士の判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当事業所は利用者の家族等利用者又は代理人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

■虐待の防止■

当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を従業者に周知徹底します。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- 2 当事業所は、サービス提供中に、当事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を養護されている方)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報します。

■第三者評価の実施状況■

第三者評価実施の有無 : 無

■その他運営に関する重要事項■

訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーションに関連する政省令及び通知並びに運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、介護老人保健施設「さくら苑」の幹部会にて定めます。

